

答申第 1157 号

諮問第 1815 号

件名：警察官の不祥事が多発する原因が記載された文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不開示としたことは結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 9 月 17 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 26 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 9 月 17 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

行政文書開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として記載されていた内容に所要の補正を行った結果

特定の警察職員による非違事案

① 警察官の不祥事が多発する原因が記載された文書

② 再発防止策としてどのような取りくみをしているのかが記載された文書

（請求日現在 監察官室で管理するもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。)

イ 本件請求対象文書の調査

処分庁は、本件請求対象文書は、愛知県警察本部警務部監察官室（以

下「監察官室」という。)で保存する文書のうち、特定の警察職員による非違事案に関し、「警察官の不祥事が多発する原因が記載された文書」及び「再発防止策を示すとともに、他の職員への注意喚起を図るための文書」であると判断した。

本件請求対象文書について調査したところ、本件請求対象文書に該当するような行政文書を作成又は取得していないことが確認された。

よって、監察官室において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し、令和 6 年 9 月 26 日付けで本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、この審査請求において、本件請求対象文書は存在する旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得しておらず、請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

処分庁は、本件開示請求を非違事案防止のための職員教養文書と捉えた上で、当該文書に特定の警察職員による非違事案が記載されていなかったことから不存在による不開示決定をしている。

一方で、当審査会において処分庁に確認したところ、本件開示請求を特定の警察職員による非違事案の存在を前提として処分庁が作成又は取得した文書の開示を請求していると捉えた場合には、本件請求対象文書の存否自体の情報が、条例第 7 条第 2 号及び同条第 4 号に該当し、条例第 10 条の存否応答拒否を適用し、不開示決定をすることとなるとのことである。

当審査会において検討したところ、本件開示請求は、特定の警察職員による非違事案の存在を前提として、警察官による不祥事が多発する原因及び再発防止策としてどのような取り組みを実施しているのかが記載された文書の開示を求めるものであると解されることから、本件請求対象文書の条例第 10 条該当性について以下検討する。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 処分庁は本件請求対象文書の存否自体の情報が条例第 7 条第 2 号及び同条第 4 号に該当すると主張していることから、本件請求対象文書の存否自体の情報が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審査会において本件開示請求書を確認したところ、特定の警察職員の所属名、階級、性別及び非違事案の内容が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の警察職員が属する所属の同僚等の関係者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、関係者であれば、当該特定の警察職員を識別することができるものと認められる。

そのため、本件開示請求に対し、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、特定の警察職員による非違事案の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

よって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ また、当審査会において処分庁に確認したところ、警察職員による非違事案については、一定の場合は報道機関への発表を行うこととされており、報道機関への発表を行った事案については、監察官室においては、原則として、個別の非違事案について再発防止を徹底するための事案内容等を記載した教養資料である「他山の石」を作成することとされている。しかし、審査請求人が本件開示請求書に記載した非違事案については、「他山の石」には記載がなく、報道機関への発表を行った事案には含まれていないとのことである。

そのため、審査請求人が本件開示請求書に記載した非違事案について、仮に存在するとしても、報道機関への発表を行っていない事案であることから、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、本件存否情報は、公務員である特定の警察職員によるものであるが、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

エ 以上のことから、本件請求対象文書の存否を答えることは、条例第 7 条第 2 号の個人情報を開示することと同様の結果となり、同条第 2 号に該当することから、処分庁が主張する同条第 4 号該当性を論ずるまでもなく、条例第 10 条に該当する。

そのため、本来は、条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行うべきであったと解される。

(3) 不開示決定をしたことの妥当性について

前述のとおり本件開示請求に対しては存否応答拒否による不開示決定を

行うべきであったが、不存在による不開示決定を取り消して、改めて存否
応答拒否による不開示決定を行う意味はないことから、処分庁が本件開示
請求に対して不開示決定としたことは、結論において妥当である。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の警察職員による非違事案

- ① 警察官の不祥事が多発する原因が記載された文書
- ② 再発防止策としてどのような取りくみをしているのかが記載された文書
(請求日現在 監察官室で管理するもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 1 . 2 2	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 7 . 1 8 (第 710 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 8 . 2 0 (第 711 回審査会)	審議
7 . 9 . 9 (第 713 回審査会)	審議
7 . 1 0 . 2 8	答申